

処分年月日	2026年4月7日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	極東証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p><b>【顧客資産の着服】</b></p> <p>当該協会の元外務員甲は、新規公開株への投資資金名目で現金をだまし取ろうと考え、顧客Aに対し、受領した現金を自己の用途に費消するつもりであるにもかかわらず、「実はここだけの話、確実に利益を取れるIPO銘柄がある。」、「友人の証券会社が確保したIPO銘柄を、裏で回してもらえなくなった。」、「会社は通せないが、私個人にお金を預けてもらえれば、私自身が運用する。」、「確実に利益が取れるので、投資してみませんか。」などと嘘を言い、顧客Aが行為者名義の預金口座に振込入金した金銭を着服した。</p> <p>その後も同様に、顧客A以外の顧客からも、IPO銘柄の購入などの名目で金銭を受け取り、受領した現金を自己の用途等に費消した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会では、本事案を受けた再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為者は、顧客との連絡に個人のスマートフォンを使用していたことから、役職員が業務上の行為について顧客と連絡する手段を会社の電話等に限ることとした。</li> <li>・行為者は、役職員間で金銭貸借を行っていたことから、役職員間の金銭貸借を禁止した。</li> <li>・行為者は過去に別件での処分を受けていたため、処分を受けた役職員に対する再発防止及び管理体制の強化を行った。</li> </ul>